

令和 4 年度 第 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 4 年 4 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 5 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 4 5 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	×
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 6 議案第 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 8 報告第 2 号 農地改良等に係る届出について

<p>日程第 2</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>◎事務局 議案の訂正について</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 No. 1 について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1、2 ページをご参照願います。 申請地は〇〇〇〇〇〇-〇、地目は〇、面積は〇〇〇㎡。同所〇〇〇〇-〇、地目〇、面積〇〇〇㎡。同所〇〇〇〇-〇、地目〇、面積〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営規模拡大です。なお売買金額は〇〇万円で、1 反当たり約〇〇万円です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち〇が〇〇〇㎡で、不耕作はありません。おもな作付作物は水稻、露地野菜です。 農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農業用自動車、草刈機を所有しています。 譲受人の農作業歴は〇〇年で、その他世帯員の労働者は農作業歴〇〇年</p>

の〇〇歳の〇と農作業歴〇〇年の〇の2人です。また、通作距離は、〇〇kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間100日、〇は年間100日、〇は年間100日の世帯合計で300日になり、年間の農作業従事日数150日以上要件は満たしています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、今回〇〇〇㎡になり、五反要件は満たしています。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎横川委員

4月18日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

今年から登記をして耕作をするのか、それとも来年から登記をして耕作をするのか。また、畦はどうするつもりなのか。

◎事務局

現時点では決まっておらず、許可が降り次第耕作を開始する時期や畦を含め境界についてを隣地の方と話し合い調整をするそうです。

◎柴田委員

調整が済んだらくれぐれも名義貸し等がないように次回の総会で報告願いたい。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

日程第4

【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の承認を求める件について】

◎議長

続いて、日程4議案第2号農地法第4条の規定による許可申請書の承認

を求める件についてを上程いたします。

No.1 について、事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は3ページをご参照願います。資料の土地利用計画図は1ページをご参照ください。

申請地は〇〇〇〇〇ー〇、地目は〇、面積は〇〇〇㎡です。

申請人は〇〇〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

転用目的は〇〇〇〇で白地地区です。

転用理由については、近隣の方から〇〇〇〇を探していると相談があり、申請地を案内したところ是非貸していただきたいとの事でした。

この土地は、間口が狭く細長い土地で、耕うんするためトラクターで回転するにも苦慮しています。

工事期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までを予定しています。

被害防除対策について、敷地の北西と南西側は既設CB積み、南東側は既存単管パイプで囲まれています。敷地内は砕石整備をし、隣地の敷地高に合わせた整備を行います。

資金計画について、整備費〇〇〇万円で、全額自己資金で対応することによって、金融機関から整備費を上回る額の残高証明書が添付されています。資金計画については問題ありません。

また、近隣住民3名から駐車場設置要望書と併せて要望者が所有する車3台分の自動車検査証が提出されています。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

4月18日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

<p>日程第 6</p>	<p>ます。</p> <p>被害防除対策については、申請地外周には東側の水路は土留で被害防除対策を行い、その他は法面で対応します。敷地内は砂利敷きです。</p> <p>資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、合計で〇〇〇万円。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されています。資金計画についても問題ありません。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。</p> <p>◎岡野委員 4月18日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。以上、ご審議よろしくお願います。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p>【議案第 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定についてですが、農地法第 3 条で農地等の所有権や賃借権等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が北海道では 2 h a、都道府県では 5 0 a、に達しない場合は許可することができないとされており、5 0 a は、5, 0 0 0 m²で、5 反用件とも言われております。</p> <p>しかし、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省で定めるところにより、これを公告したときは、その面積で許可することができるかとされており、</p> <p>農地法施行規則第 1 7 条第 1 項第 1 号では、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一の地域。第 2 号では、別段の面積の</p>
--------------	---

	<p>単位はアールとし、10a以上とする。第3号では、定めようとする別段の面積は、その区域内においてその定めようとする別段の面積未滿の耕作者の数が、その区域内の耕作者の総数をおおむね40%を下回らないこととする。以上の基準が示されており、この基準を満たせば、10a刻みで、10a、20a、30a、40aという設定が可能となります。</p> <p>松伏町に当てはめてみますと、農林業センサスのデータから、耕作面積別農家数で、全農家236に対して、30アールの耕作者は39%、30aから50a未滿の耕作者は9%。50a以上の耕作者は52%となっており、50a未滿の耕作者は、48%です。</p> <p>また、一方、農地法施行規則第17条第2項第1号では、設定区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地が相当程度存在すること。設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50a未滿の農地を耕作する者の数が増加することにより、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことであれば、面積を下げるすることができます。こちらの基準で松伏町を当てはめてみても、遊休農地率は、0.6%と低い状況ですので、事務局といたしましては、経営基盤促進法の利用権設定も可能であることから、引き続き50aの変更は行わず、維持していきたいと考えております。説明については以上です。</p> <p>◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p>日程第7</p> <p>【報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程7報告第1号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、分譲住宅や住宅敷地として届出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>日程第8</p> <p>【報告第2号 農地改良等に係る届出について】</p> <p>◎議長 続いて、日程8報告第3号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、農地改良の届出がありましたのでご報告させていた</p>
--	--

だきます。

◎議長

以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。
その他として、委員または事務局から何かありますか。

◎事務局

- ・年間予定について
- ・第3回総会について
- ・農業委員会の身分証明書、名刺について
- ・慶弔規定と年会費、旅行の積み立てについて

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。
閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。

◎会長代理

長時間にわたりお疲れ様でした。先日マイナンバーカードを作ったところ2500円分のポイントがもらえました。お得ですので皆さんも作ってみてください。今日はありがとうございました。